

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度第3期再生資源売却（植木・北部・富合・城南地区 古紙類）

(2) 目的及び概要

「資源ごみ」等再資源化推進事業業務委託（植木地区）、「資源物」等再資源化推進事業業務委託（北部地区）及び資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）において選別・加工された「古紙類」を有償にて売却し、再資源化を図るもの。

(3) 売却予定量

次のとおり

段ボール 122(t)

（うち植木地区 27t 北部地区 50t 富合・城南地区 45t）

新聞紙 77(t)

（うち植木地区 39t 北部地区 21t 富合・城南地区 17t）

その他の紙 204(t)

（うち植木地区 35t 北部地区 83t 富合・城南地区 86t）

紙パック 3(t)

（うち植木地区 1t 北部地区 1t 富合・城南地区 1t）

※ 上記の売却量は、あくまでも予定量であり、売却量を保障するものではない。

(4) 引渡し場所

次のとおり予定している。

「資源ごみ」等再資源化推進事業業務委託（植木地区）受託業者内ストックヤード（熊本市北区植木町鎧田1475-1 有限会社オ一・エス収集センター）、「資源物」等再資源化推進事業業務委託（北部地区）受託業者内ストックヤード（熊本市北区植木町鎧田1475-1 有限会社オ一・エス収集センター）及び資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）受託業者内ストックヤード（熊本市南区近見8-8-35 株式会社熊本市リサイクル事業センター）

（「資源ごみ」等再資源化推進事業業務委託（植木地区）、「資源物」等再資源化推進事業業務委託（北部地区）及び資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）の受託者と併せて以下「受託業者」という。）

(5) 履行期間

令和7年（2025年）12月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

2 担当部局

〒860-8601 熊本県中央区手取本町1番1号
熊本市環境局資源循環部廃棄物計画課
電話096-328-2359（直通）

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

なお、この案件は郵便入札の手続により実施するものとする。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市物品売買等の契約に係る物品競争入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、熊本市物品売買（修理）契約参加資格者に関する要綱第5条に規定する熊本市物品関係競争入札（見積）参加資格者名簿（業種No.12 不用品）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税、地方消費税及び本市市税並びに熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成2年条例第98号）第16条に規定する廃棄物処理手数料の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反または不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

- (9) 次のいずれも満たす再生資源のストックヤードの所有権もしくは使用権原を有する者であること。
- ア ストックヤードの住所が熊本市内であること。
- イ 再生資源が飛散、流出、及び地下に浸透、並びに悪臭が発散しないよう、囲いの設置や底面を不浸透性の材料で覆う等、必要な対策を行っていること。
- ウ 保管面積が 100 平方メートル以上であること。
- (10) 令和 7 年度（2025 年度）の国内にある製紙メーカーの引取同意書（段ボールは 374 トン、新聞紙は 251 トン、その他の紙（雑紙）は 646 トン、紙パックは 10 トン）を提出できる者であること。
- (11) 決算状況について、以下の要件を満たすこと。
- ア 直前第 1 期の決算が債務超過でないこと。
- イ 直前 3 期のうちいずれか 1 期の決算の経常利益が黒字であること。

5 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和 7 年（2025 年）9 月 30 日（火曜日）から令和 7 年（2025 年）10 月 16 日（木曜日）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 2 の担当部局で配布する（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

- ・ 担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。
- ・ 熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書については、入札日までの間、2 の担当部局において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によるものとしそれ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (イ) 競争入札参加資格審査調査書（様式第2号）
- (ウ) 再生資源保管の場所の写真（デジタルカメラ撮影可）
- (エ) 不動産登記事項証明書（保管の場所に関するもの、賃貸の場合は賃貸借契約書）（写可）
- (オ) 「資源物」等再資源化推進事業等にかかる再生資源引取同意書（様式第3号）

- (カ) 決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、令和7年（2025年）9月1日時点での直前の第1期、第2期及び第3期分）（写可）

※ 提出書類のうち、証明書類は、証明年月日が申請書等提出時の3箇月以内のもので、それぞれの官公署において定めた様式によるものを使用すること。

※ 写しの添付書類については、原本を持参し照合するか、原本と相違ない旨の記載（熊本市物品関係競争入札参加資格者名簿にて届け出た印の押印）を行うこと。

※ 第3期の競争入札参加資格確認審査以降、提出書類の(ウ)から(カ)までについては、件名に係る令和7年度（2025年度）分の再生資源売却の競争入札参加資格確認通知書の写しを提出することによって省略することができる。ただし、提出書類の(ウ)、(エ)及び(カ)については、前回申請以降内容に変更があった場合は、提出を省略することは出来ない。

イ 提出期限

令和7年（2025年）10月16日（木曜日）午後5時まで。

郵送する場合は、令和7年（2025年）10月16日（木曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅延については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号

熊本市環境局資源循環部廃棄物計画課

また封筒の表面に申請する「競争入札に付する件名」及び
「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により令和7年（2025年）10月21日（火曜日）までに通知する。

(4) 現場説明の申込み

本件入札の参加を希望する者で1の(4)での現場説明を希望する者は、申請書を提出する際にその旨を申し出ること。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年（2025年）9月30日（火曜日）から令和7年（2025年）10月16日（木曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

ファックス : 096-359-9945

メールアドレス : haikikeikaku@city.kumamoto.lg.jp

（2）（1）の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年（2025年）10月20日（月曜日）までに開始し、令和7年（2025年）11月5日（水曜日）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

10 入札等

（1）5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札書を提出するものとする。

ア 提出方法

郵送によるものとし、持参又は電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。なお、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

イ 提出期限

令和7年（2025年）11月4日（火曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 送付先

入札書は二重封筒（内封筒及び外封筒）とし、入札書を内封筒に入れ、封をして、「入札書」、「業務委託名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に入れること。さらに、再度入札を予想する場合は、再入札書も、別の内封筒に入れ、封をして、「再入札書」、「業務委託名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に同封すること。外封筒には、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載し、次の宛先へ送付すること。

〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市環境局資源循環部廃棄物計画課）宛

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、本市所定の様式を使用するものとする。（5の(3)に規定する競争入札参加資格確認通知に同封する。）
- (4) 入札金額は、種類ごとに契約希望単価（トン当たりの税抜き金額で円未満は切り捨て）に同種類の売却予定量を乗じて得た額の合計金額を記入すること。
- (5) 入札金額の内訳には種類ごとの契約希望単価（トン当たりの税抜き金額で円未満は切り捨て）及び同単価に売却予定量を乗じて得た額をそれぞれ記入すること。
- (6) 入札執行回数は、2回までとする（2回目の入札書の提出は、10(1)ウに記載の再度入札を予想する場合の取扱いを参照のこと）。
- (7) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (8) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (9) 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第7条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格がある

と確認された者であっても、落札決定の時において4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

- (10) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1 1 開札等

入札書は、以下の日時で開札する。この場合に、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(1) 日時

令和7年（2025年）11月5日（水曜日）

午前10時00分

(2) 場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所本庁舎7階廃棄物計画課

なお、10の方法によらないで提出された入札書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。

1 2 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除とする。

(3) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、落札者は、契約単価に売却予定量を乗じた額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 落札者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(4) 契約書

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(5) 申請書等に関する事項

- ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。
 - イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は、認めない。
 - カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 入札にあたっては、競争入札参加資格確認通知書に同封する「資源物」等再資源化推進事業等にかかる再生資源売却競争入札心得を熟読のうえで行うこと。
- (9) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。
(消えるボールペンは不可)